

認定権者記載欄		

様式第5-ロ-（1）

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書ロ-（1）【原油等価格の高騰用】
[営んでいる事業が全て指定業種に属する場合]

広島市長 様

令和 年 月 日

（申請者）
事業所住所

氏 名

私は、表に記載する業を営んでいます。下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格の上昇等により、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

（表）

注1) 営んでいる事業が属する業種を日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名で全て記載

注2) 当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載
記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 原油等の仕入単価の上昇（認定要件：上昇率 $\geq 20\%$ ）

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

上昇率 %

E：原油等の最近1か月間における平均仕入単価（ 年 月） 円

e：Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入単価（ 年 月） 円

3 原油等が売上原価に占める割合（認定要件：依存率 $\geq 20\%$ ）

$$\frac{S}{C} \times 100$$

依存率 %

C：申込時点における最新の売上原価（ 年 月） 円

S：Cの売上原価に対応する原油等の仕入額 円

4 製品等価格への転嫁の状況（認定要件： $P > 0$ ）

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

P =

A：申込時点における最近3か月間の原油等の仕入額
（ 年 月～ 年 月） 円

a：Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入額
（ 年 月～ 年 月） 円

B：申込時点における最近3か月間の売上高
（ 年 月～ 年 月） 円

b：Bの期間に対応する前年3か月間の売上高
（ 年 月～ 年 月） 円

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
② 市長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

広産中第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者名 広島市長 松井 一實 印

申請者名：_____

(表1：事業が属する業種毎の最近1年間の売上高)

業種(※1)	最近1年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※1：業種欄には、営んでいる全ての事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※2：指定業種の売上高を合算して記載することも可。

(表2：企業全体に係る原油等の最近1か月間の仕入単価の上昇)

	原油等の最近1か月間の平均仕入単価	原油等の前年同月の平均仕入単価	原油等の仕入単価の上昇率 ($E/e \times 100 - 100$)
企業全体	円【E】	円【e】	%

(表3：企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合)

	最近1か月間の売上原価	最近1か月間の売上原価に対応する原油等の仕入価格	売上原価に占める原油等の仕入価格の割合 ($S/C \times 100$)
企業全体	円【C】	円【S】	%

(表4：企業全体の製品等価格への転嫁の状況)

	最近3か月間の原油等の仕入価格	最近3か月間の売上高	(A/B)	前年同期の原油等の仕入価格	前年同期の売上高	(a/b)	(A/B) - (a/b) = P
企業全体	円【A】	円【B】		円【a】	円【b】		

(注) 申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など)や、企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等(例えば、試算表、売上台帳、仕入帳など)の提出が必要。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号ロー(1)
原油高対策認定要件及び必要書類について

【認定要件】

国の指定する「業況の悪化している業種」に該当し、かつ、①原油等の仕入単価が20%以上上昇している、②売上原価に占める原油等の割合が20%以上である、③最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていることが必要です。

※ 原油等とは、原油、揮発油、軽油、灯油、重油及び石油ガス（液化したものを含む。）を指します。石油化学製品（プラスチック、合成繊維等）や備車費は含みません。

【提出書類】

1 必要書類

認定申請書 1部

※ 申請者の住所欄には、広島市内の事業実態のある事業所の所在地を記載してください。

2 添付書類等

<個人事業者>

(1) 直近の確定申告書の写し（事業所の所在地と業種名の記載があるもの※）、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの

※ 事業所の所在地と業種名の記載があれば、申告書第一表、青色申告決算書又は収支内訳書のいずれでも可

※ ただし、直近の確定申告書において、申請する業種が記載されていない場合には、申請する業種を営んでいることがわかるもの（許認可証の写し、売上傳票の写し等）

(2) 最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入単価がわかるもの（伝票等の写し）

(3) 最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等の写し）

<法人>

(1) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し 1部

（3か月以内に発行されたもの、インターネット謄本も可）

※ ただし、登記簿謄本において、申請する業種が登記されていない場合には、申請する業種を営んでいることがわかるもの（許認可証の写し、売上傳票の写し等）

(2) 最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入単価がわかるもの（伝票等の写し）

(3) 最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等の写し）

【留意事項】

1 本認定とは別に、金融機関及び広島県信用保証協会による金融上の審査があります。

2 市長から認定を受けた後、認定書に記載された期間内に信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

3 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状（申請者の電話番号を明記したもので様式は任意）が必要です。

【申請先・問合せ先】

※内容確認が必要なため、郵送による申請は受け付けておりません。

広島市役所 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2236 FAX 082-504-2259
